

一般社団法人日本宇宙生物科学会の休会に関する細則

(趣旨)

第1条 一般社団法人日本宇宙生物科学会会員の休会に関して必要な事項を定める。

(休会理由)

第2条 会員は、次の各号の理由により本学会を休会することができる。

- (1) 出産・育児・介護
- (2) 長期の病気療養
- (3) 海外への留学・勤務・移住
- (4) その他、理事会において承認された理由

(期間)

第3条 休会期間は半期（8月1日から翌年1月31日または2月1日から7月31日）または年度（8月1日から翌年7月31日）を単位とし、理事会において休会が承認された日の属する年度の翌年度8月1日から2年間で限度とする。ただし、特別な理由がある場合、理事会の承認を得て、2年間で上限として休会を延長することができる。

(条件)

第4条 会員は、休会を開始する年度の前年度までの会費が納入されているという条件を満たし、理事会において承認を得ることによって休会ができる。

(休会手続き)

第5条 休会する者は、次の事項を記入した休会申請書を7月または1月末日までに事務局へ提出することとする。

- 1 申請日
- 2 氏名
- 3 E-mail アドレス
- 4 休会期間
- 5 休会理由

提出された休会申請書は、理事会に諮る。理事会における審議の結果は、事務局より休会申請者に連絡する。

(会費免除)

第6条 休会する会員は、休会期間中の会費納入が免除される。

第7条 休会する会員は、次の各号の権利等が停止される。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 代議員にあっては、総会での議決権
- (3) 大会への会員資格での参加
- (4) その他、会員として有する権利や義務等

(会員履歴)

第8条 休会期間は、会員としての在籍年数に算入しない。

(復会)

第9条 休会中の会員は、休会が終了する年度の7月末日までに休会の延長手続きか退会 手続きを行わない限り、翌年度の8月1日から自動的に復会する。

(休会延長手続き)

第10条 休会中の会員が休会延長を希望する場合は、次の事項を記入した休会延長申請書を休会が終了する年度の7月末日までに事務局へ提出することとする。

- 1 申請日
- 2 氏名
- 3 E-mail アドレス
- 4 休会延長期間
- 5 休会延長理由

提出された休会延長申請書は，理事会に諮る．理事会における審議の結果は，事務局より休会延長申請者に連絡する．

(復会)

第11条 休会中の会員は，休会延長申請が理事会で承認されなかった場合，退会届を提出しない限り，翌年度の8月1日から自動的に復会するものとする．

(改廃)

第12条 本細則の改廃は，理事会における承認の後，代議員総会の議を経て行うものとする．

附則

1. 本細則は令和6年4月10日より施行する．